

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書発行マニュアル 新旧対照表 (令和4年12月9日改定)

新	旧
<p data-bbox="199 296 1066 331">新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書発行マニュアル</p> <p data-bbox="835 392 1106 427" style="text-align: right;"><u>令和4年12月9日</u></p> <p data-bbox="163 443 286 475">1 概要</p> <p data-bbox="176 491 1106 671">新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）は、<u>接種者からの申請に基づき、法定受託事務である新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務の一手続として、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="181 687 1106 1150">・ <u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）が住民に対して実施した予防接種の記録等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第96号。以下「改正省令」という。）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正省令第2条の規定による改正前の予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）附則第18条の2の規定に基づいて、当該予防接種を実施した市町村において</u> <li data-bbox="181 1166 1106 1390">・ <u>市町村が住民に対して実施した予防接種に相当する予防接種（以下「枠外接種」という。）の記録等については、改正省令附則第5項の規定により読み替えて適用する施行規則附則第18条の2の規定に基づいて、枠外接種を受けた者又は当該枠外接種を行った者から当該枠外接種に関する証明書の提出を</u> 	<p data-bbox="1178 296 2045 331">新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書発行マニュアル</p> <p data-bbox="1812 392 2083 427" style="text-align: right;"><u>令和4年7月26日</u></p> <p data-bbox="1142 443 1265 475">1 概要</p> <p data-bbox="1155 491 2067 911">新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）は、<u>予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）附則第18条の2に基づいて、法定受託事務である新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務の一手続として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が住民に対して実施した予防接種の記録等について、接種者からの申請に基づき、当該予防接種を実施した市町村において発行し交付するものである。本マニュアルは、市町村が行う接種証明書発行の事務に関するマニュアルである。</u></p> <p data-bbox="1218 927 1279 959" style="text-align: center;">（略）</p>

受けた市町村又はその内容を記録した電磁的記録の提供を受けた市町村において

発行し交付するものである。本マニュアルは、市町村が行う接種証明書発行の事務に関するマニュアルである。

(略)

2 窓口における申請

(1) 申請の受理

ア (略)

申請書の受理に当たっては、特に申請書のほかに提示又は提出を求めた書類と申請書の記載に齟齬がないかなど、記載不備がないかを確認する。また、後日交付とする場合は、交付の方法(対面又は郵送等)や交付日の伝達方法等を申請者に説明する。

(略)

イ (略)

ウ 各市町村において保有している予防接種記録の照会のために必要な書類の提示を求める。当該書類がない場合であっても、そのことをもって申請を拒否するものではないが、接種記録の照会の便宜上、必要な書類であること、当該書類がない場合には、接種証明書の発行に時間を要する可能性があることを申請者に説明する。各市町村の判断で接種事実の確認のために必要な書類(予防接種済証等)を求めることも可能である。

申請の受理に当たっては、提示又は提出された書類(以下「提出書類」という。)により、申請者に対して、自市町村で接種を受けたかどうかを確認する。提出書類により判断がつかない場合は陳述を求める。

2 窓口における申請

(1) 申請の受理

ア (略)

申請書の受理に当たっては、特に申請書のほかに提出を求めた書類と申請書の記載に齟齬がないかなど、記載不備がないかを確認する。また、後日交付とする場合は、交付の方法(対面又は郵送等)や交付日の伝達方法等を申請者に説明する。

(略)

イ (略)

ウ 各市町村において保有している予防接種記録の照会のために必要な書類の提出を求める。当該書類がない場合であっても、そのことをもって申請を拒否するものではないが、接種記録の照会の便宜上、必要な書類であること、当該書類がない場合には、接種証明書の発行に時間を要する可能性があることを申請者に説明する。各市町村の判断で接種事実の確認のために必要な書類(接種済証等)を求めることも可能である。

提出書類の受理に当たっては、提出された書類により、申請者に対して、自市町村で接種を受けたかどうかを確認する。提出書類により判断がつかない場合は陳述を求める。

かない場合は陳述を求める。

(略)

【接種記録の照会に必要な書類】

(略)

① (略)

② 上記①が提示できない場合においては、可能な限り、個人番号が確認できる以下のいずれかの書類の提示を求める。

(略)

③ 上記①及び②のいずれも提示できない場合、氏名・生年月日・性別の組合せだけでは一意に申請者を特定できない可能性があるため、原則として、接種時点において住民登録がされている住所が記載された本人確認書類の提示を求める。

(略)

【接種事実の確認に必要な書類】

各市町村の実情に応じて、接種事実が確認できる以下のいずれかの提出書類を求めることもできる。

- ・ 予防接種済証
- ・ 接種記録書
- ・ 予診票の写し（本人控え）
- ・ 枠外接種に係る接種証明書（7(2)イ参照）

(略)

エ (略)

(2) 各市町村において保有している予防接種記録の照会と確認

(略)

【接種記録の照会に必要な書類】

(略)

① (略)

② 上記①が提出できない場合においては、可能な限り、個人番号が確認できる以下のいずれかの書類の提出を求める。

(略)

③ 上記①及び②のいずれも提出できない場合、氏名・生年月日・性別の組合せだけでは一意に申請者を特定できない可能性があるため、原則として、接種時点において住民登録がされている住所が記載された本人確認書類の提出を求める。

(略)

【接種事実の確認に必要な書類】

各市町村の実情に応じて、接種事実が確認できる以下のいずれかの提出書類を求めることもできる。

- ・ 予防接種済証
- ・ 接種記録書
- ・ 予診票の写し（本人控え）

(略)

エ (略)

(2) 各市町村において保有している予防接種記録の照会と確認

ア 提出書類の情報をもとに、申請者の接種記録等を照会する。

(略)

イ～エ (略)

(3) (略)

(4) 再交付等

ア 接種証明書の再交付の申請を受けた場合には、旅券の記載事項に変更がないなど、接種証明書の記載内容の修正の必要がない場合は、本人確認を実施の上で、例えば旅券の有効期限が満了しているなど、接種証明書を再発行することが不相当である事情が明らかな場合を除き、接種証明書を再交付することができる。なお、海外用の接種証明書の申請で旅券の記載事項に変更がない場合、旅券番号により一意に申請者を特定できるため、必ずしも(1)ウの書類の提示を求める必要はない。

(略)

イ 記載事項に変更がある場合は、新たな接種証明書の発行に該当し、再交付とはならないため、(1)に準じて取り扱う。この場合、以前に発行を受けた接種証明書の提示があれば、(1)ウの書類の提示を求める必要はない。

3 郵便等における申請の場合

(1) 申請の受理

ア (略)

イ 現に申請の任に当たっている者が本人であることについては、2(1)イ及びウにおいて提示を求める書類の写しを送付

ア 提出された書類の情報をもとに、申請者の接種記録等を照会する。

(略)

イ～エ (略)

(3) (略)

(4) 再交付等

ア 接種証明書の再交付の申請を受けた場合には、旅券の記載事項に変更がないなど、接種証明書の記載内容の修正の必要がない場合は、本人確認を実施の上で、例えば旅券の有効期限が満了しているなど、接種証明書を再発行することが不相当である事情が明らかな場合を除き、接種証明書を再交付することができる。なお、海外用の接種証明書の申請で旅券の記載事項に変更がない場合、旅券番号により一意に申請者を特定できるため、必ずしも(1)ウの書類の提出を求める必要はない。

(略)

イ 記載事項に変更がある場合は、新たな接種証明書の発行に該当し、再交付とはならないため、(1)に準じて取り扱う。この場合、以前に発行を受けた接種証明書の提示があれば、(1)ウの書類の提出を求める必要はない。

3 郵便等における申請の場合

(1) 申請の受理

ア (略)

イ 現に申請の任に当たっている者が本人であることについては、2(1)イ及びウにおいて提出を求める書類の写しを送付

させることで明らかにさせる。

ウ (略)

(2)～(4) (略)

4～6 (略)

7 その他

(1) (略)

(2) VRS未登録者への対応

申請のタイミング等によってはVRSに接種記録が登録されていない場合も考えられる。

ア 市町村が住民に対して実施した予防接種の記録等について

予防接種済証等の提示等により接種事実を確認でき、かつ、接種日時点で、申請者が自市町村の住民であることを住民基本台帳等により確認でき、当該接種事実を自市町村で証明することが妥当であることが確認できた場合は、以下の①から④までに示す状況に応じて、提出書類に基づき接種記録を登録した上で、接種証明書を発行する。このとき、提出書類を複写し申請書に貼付する方法等により、当該記録に基づき接種記録を登録したことを記録することが適当である。

(略)

イ 枠外接種の記録等について

枠外接種を行った者の発行する記録書等の提示等により接種事実を確認でき、かつ、申請日時点で、申請者が自市町村の住民であることを住民基本台帳等により確認でき、当該接種事実を自市町村で証明することが妥当であることが確認でき

させることで明らかにさせる。

ウ (略)

(2)～(4) (略)

4～6 (略)

7 その他

(1) (略)

(2) VRS未登録者への対応

申請のタイミングによってはVRSに接種記録が登録されていない場合も考えられる。

接種済証等の提示等により接種事実を確認でき、かつ、接種日時点で、申請者が自市町村の住民であることを住民基本台帳等により確認でき、当該接種事実を自市町村で証明することが妥当であることが確認できた場合は、以下の①から④までに示す状況に応じて、提出書類に基づき接種記録を登録した上で、接種証明書を発行する。新型コロナワクチン接種証明書アプリによる電子申請・電子交付又はコンビニ交付の場合は参照する接種記録がないと発行ができないため、交付ができない旨の画面を申請者に表示し、その他の交付手段を案内する。

(略)

た場合は、以下の①から③までに示す枠外接種の種類に応じて、提出書類に基づき接種記録を登録した上で、接種証明書を発行する。このとき、提出書類を複写し申請書に貼付する方法等により、当該記録に基づき接種記録を登録したことを記録することが適当である。

VRSを活用した接種証明書発行の操作手順などは別途のマニュアル等において示す。(枠外接種に特有の手順等があることに留意すること。)

なお、申請者が、申請日時点で自市町村の住民でないことを確認した場合は、原則として、申請日時点の住民票所在地に対して申請するよう教示する。

① 海外在留邦人等に対する新型コロナワクチン接種事業による予防接種

海外在留邦人等に対する新型コロナワクチン接種事業において接種を受けた者については、(ア) 新型コロナワクチン接種記録書並びに(イ) 日本国外務大臣名及び日本国厚生労働大臣名の予防接種証明書の2点の書類の提示を受け、その内容をVRSに入力した上で、VRSで接種証明書を発行する。

接種証明書の発行に必要な情報に不足がある場合は、別紙のフォームを用いて外務省へメールで照会を行う。

※ なお、「接種会場名」は、上記(ア)のみに記載があり、上記(イ)には記載がない。そのため、申請者から上記(ア)の提示がなく接種会場名が不明な場合は、申請者から接種会場名の聞き取りを行った上でVRSに内

容を入力する。聞き取りにより接種会場名を把握することができない場合は、別紙のフォームを用いて外務省に照会を行う。

照会先：外務省 領事局 帰国邦人新型コロナウイルス・ワクチン接種支援室 03-5501-8502

ryouwa@mofa.go.jp

② 防衛省が雇用し在日米軍基地に勤務する従業員に在日米軍が行う予防接種

在日米軍によるワクチン接種を受けた在日米軍従業員（通称：MLC、IHA、MC）への予防接種については、当該従業員の雇用主である防衛省が交付する防衛大臣名の予防接種証明書の提示又は在日米軍が発行する接種記録（CDCカード）及び在日米軍従業員の証（駐留軍要員健康保健組合員証又はMLC、IHA若しくはMCの記載のある在日米軍施設への入門パス）の提示を受け、その内容をVRSに入力した上で、VRSで接種証明書を発行する。接種証明書の発行に必要な情報に不足等がある場合は、防衛事務所（局）へ照会を行う。

照会先：三沢防衛事務所 0176-53-3191（勤務先：青森県の米軍施設）

横田防衛事務所 042-551-6722（勤務先：埼玉県、東京都の米軍施設）

施設）

横須賀防衛事務所 046-822-2492（勤務先：神奈川県のみ軍施設）

座間防衛事務所 046-265-6130（勤務先：神奈川県のみ軍施設）

富士防衛事務所 0550-82-1623（勤務先：静岡県のみ軍施設）

京都防衛事務所 075-812-1887（勤務先：京都府のみ軍施設）

岩国防衛事務所 0827-21-6195（勤務先：広島県、山口県のみ軍施設）

施設)

佐世保防衛事務所 0956-23-3157 (勤務先：長崎県の米軍施設)

沖縄防衛局 098-921-8215 (勤務先：沖縄県の米軍施設)

なお、申請者に係る枠外接種に関する証明書の内容を記録した電磁的記録の提供を防衛省から既に受けており、当該枠外接種の記録を保有している場合は、2 (2)の方法に準じて対応する。

③ 製薬企業等が行う治験等

・製薬企業等が行う治験

治験実施医療機関等が実施した治験参加者への予防接種については、治験参加者から当該医療機関等が交付する新型コロナワクチン接種記録書の提示を受け、その内容をVRSに入力した上で、VRSで接種証明書を発行する。

なお、治験に係る接種証明書の発行は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性等の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。)第14条の製造販売承認を受けたワクチンが承認された用法・用量又は当該用法・用量に相当する範囲で投与される場合が対象であり、未承認のワクチンや承認された用法・用量に相当しないワクチンを接種した場合は対象とならないことに留意すること。治験参加者に治験実施医療機関等が交付する記録書等は、薬機法第14条の製造販売承認を受けたワクチン等を接種した者に交付するものであるが、ワクチンの承認の有無については、医療機関等が発行する新型コロナワクチン接種記録書に承認番号を記載することで明らかにすると

ともに、承認された用法・用量又はそれに相当する範囲内であることを厚生労働省ホームページ（※）で提示するので、必要に応じて確認すること。接種証明書の発行に必要な情報に不足がある場合等は申請者の参加した治験の実施医療機関に、制度の枠組みや承認済み品目に係る情報に疑義がある場合は厚生労働省へ照会を行う。

照会先：厚生労働省 医政局 研究開発政策課 治験推進室

03-3595-2430 vaccine-CTP@mhlw.go.jp

※ ワクチンの治験参加者における海外渡航用の新型コロナウイルスワクチン接種証明書について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate_00001.html

・医療機関等が行う臨床研究

薬機法第 14 条の製造販売承認を受けたワクチンに関する研究を目的として医療機関等が行う臨床研究の参加者への予防接種については、当該医療機関等が交付する予防接種記録書の提示を受け、その内容を VRS に入力した上で、VRS で接種証明書を発行する。

接種証明書の発行に必要な情報に不足がある場合は、参加した臨床研究の実施医療機関又は厚生労働省へ照会を行う。

照会先：厚生労働省健康局予防接種担当参事官室 03-5253-1111（内線：2928）

【留意点】

- ・ 枠外接種の接種証明書については、あくまで他の公的機関が関与する接種として自治体はその接種記録を保存し、記録した内容を証明するものである。そのため、証明書を発行する自治体が予防接種を実施したことを証明するものではなく、枠外接種の実施責任については、あくまで枠外接種を実施した者にあることについて、発行に当たって改めて申請者へ説明するなどの対応を行うことが適当である。
- ・ 枠外接種の接種証明書についても、自治体で接種記録をVRSに入力次第、新型コロナワクチン接種証明書アプリによる電子申請・電子交付又はコンビニ交付が可能となるため、必要に応じてその旨案内すること。

<別紙>

「在留邦人等ワクチン接種事業」接種者情報問い合わせフォーム

申請者氏名*：

申請者生年月日*：

接種時の旅券番号：

接種年月日：

接種したワクチンの種類：

問い合わせ事項（○で囲む）：

接種年月日、ワクチンの種類、メーカー、製品名、製造番号、接種会場名

*必須項目